

平成21年第3回臨時会

# 大多喜町議会会議録

平成21年 5月27日 開会

平成21年 5月27日 閉会

大多喜町議会

## 平成 2 1 年 第 3 回 大多喜町 議会 臨時会 会議録 目次

### 第 1 号 ( 5 月 2 7 日 )

出席議員.....	1
欠席議員.....	1
地方自治法第 1 2 1 条の規定による出席説明者.....	1
本会議に職務のため出席した者の職氏名.....	1
議事日程.....	1
開会及び開議の宣告.....	3
町長あいさつ.....	3
諸般の報告.....	3
会議録署名議員の指名.....	3
会期の決定.....	4
議案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	4
議案第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	6
発議案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	11
閉議及び閉会の宣告.....	12
署名議員.....	13

大多喜町第3回臨時会

(第1号)

## 平成21年第3回大多喜町議会臨時会会議録

平成21年5月27日(水)

午後 4時00分 開会

### 出席議員(12名)

1番	野中眞弓君	2番	小倉明德君
3番	江澤勝美君	4番	小高芳一君
5番	苅込孝次君	6番	君塚義榮君
7番	吉野信一君	8番	志関武良夫君
9番	野口晴男君	10番	藤平美智子君
11番	正木武君	12番	野村賢一君

### 欠席議員(なし)

### 地方自治法第121条の規定による出席説明者

町長	田嶋隆威君	副町長	酒井太門君
教育長	田中啓治君	総務課長	君塚良信君

### 本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長	鈴木朋美	書記	小倉光太郎
------	------	----	-------

### 議事日程(第1号)

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第 1号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 2号 大多喜町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 発議第 1号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正

する条例の制定について

---

◎開会及び開議の宣告

○議長（野村賢一君） ただいまの出席議員は12名全員です。したがって会議は成立しました。

これより、平成21年第3回大多喜町議会臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

(午後 4時00分)

---

◎町長あいさつ

○議長（野村賢一君） 日程に先立ち、町長からごあいさつがあります。

町長。

○町長（田嶋隆威君） それではごあいさつ申し上げます。

本日は、平成21年の第3回の大多喜町議会臨時会を開催をいたしました。議員各位にはご健勝にて全員のご出席をいただき、まことにご苦労さまでございます。

日ごろは、町の事業推進に当たりまして、何かとご支援、ご協力をいただいておりますこと、厚く御礼を申し上げます。

特に本日は、行政報告等は過日行ったばかりということで、ないようでございますので、ごあいさつだけをさせていただきます。

急遽、議案の審議をしていただく案件ができましたので、議案第1号であります、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正、並びに一般職の職員の給与等に関する条例の一部改正等々がございますので、何分ご審議の上、ご承認、ご可決賜りますようお願いを申し上げ、ごあいさつとさせていただきます。

本日はご苦労さまです。

---

◎諸般の報告

○議長（野村賢一君） 次に、諸般の報告であります。第2回議会臨時会以降の議会関係の主な事項及び監査委員からの例月出納検査結果の報告については、お手元にお配りした印刷物によりご了承願います。

これで、諸般の報告を終わります。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（野村賢一君） これから日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により議長より指名します。

7番 吉野 僖一 議員

8番 志 関 武良夫 議員

をお願いします。

---

### ◎会期の決定

○議長（野村賢一君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日1日限りとすることに決定しました。

---

### ◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第3、議案第1号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（君塚良信君） それでは、1ページをお開きいただきたいと思います。

議案第1号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

内容の説明に入る前に、提案の理由を説明させていただきます。

景気の急速な悪化に伴い、民間企業における今年の夏のボーナスについて、大幅なマイナスになることが予想されるため、国の人事院では4月7日から24日にかけて、全国2,700社の民間企業について調査を行ったところでございます。

この結果、支給割合が未定となっている企業も多く、業種によっては違いがあるものの、前年比13.2%の減少になるものと予想されました。

この調査結果を受けて、人事院は5月1日に、内閣と衆参両院議長に対し、一般職の国家公務員の本年6月期の期末、勤勉手当について、暫定的な措置といたしまして、0.2か月分を凍結することが適当との勧告を行いました。また、千葉県人事委員会では5月15日に知事と県議会議長に、国の人事院と同様の勧告をしています。

これを受けまして、国及び県では、勧告内容を全面実施する方針で、県では5月29日に臨時議会を招集する予定とのことであります。

地方公務員の給与は、国やほかの地方公共団体、民間の企業の状況を考慮して定めるという原則がございますので、国や県に準じて6月支給分の期末、勤勉手当について、0.2か月減額を行う必要があります。

今回の勧告では、一般職について行われたものでございますが、常勤の特別職の期末手当の支給割合は、一般職の期末、勤勉手当とほぼ同様の支給割合となっておりますので、一般職に準じて0.2か月分の削減を行おうとするものでございます。

それでは、条例の内容についてご説明申し上げます。

附則に次の1項を加える。

4といたしまして、平成21年6月に支給する期末、勤勉手当に関する第3条第2項の規定の適用については、「100分の212.5」とあるのは「100分の192.5」とする。この改正の内容は、本年6月に支給する期末手当の支給割合を100分の212.5から100分の192.5へと100分の20削減しようとするものでございます。

暫定的な措置でございますので、本来の支給割合の改正でなく、附則により一時的に減額しようとするものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行する。

以上で説明を終わります。

○議長（野村賢一君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(野村賢一君) 日程第4、議案第2号 大多喜町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(君塚良信君) それでは、3ページをお開きいただきたいと思います。

議案第2号 大多喜町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

大多喜町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

議案第1号で説明をさせていただきましたように、国の人事院及び県の人事委員会の勧告に基づきまして、一般職の職員の本年6月支給分の期末、勤勉手当について、0.2か月分減額するため、所要の改正をしようとするものでございます。

それでは、条例の内容についてご説明申し上げます。

附則に次の1項を加える。

4といたしまして、平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第22条第2項及び第4項並びに第23条第2項の規定の適用については、第22条第2項中「100分の140」とあるのは「100分の125」と、同条第4項中「「100分の140」とあるのは「100分の75」とあるのは「「100分の125」とあるのは「100分の70」と、第23条第2項第1号中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、同項第2号中「100分の35」とあるのは「100分の30」とする。

若干のご説明をさせていただきたいと思いますが、この改正は、本年6月支給分の期末、勤勉手当について、期末手当の支給割合を100分の140から100分の125へ、100分の15の減額。再任用につきましては、100分の75から100分の70へ、100分の5の減額。期末、勤勉手当の支給割合を100分の75から100分の70へ、100分の5の減額。再任用に当たっては100分の35から100分の30へ、100分の5の減額をするものでございます。

この結果、本年6月支給分の期末、勤勉手当の支給割合は、再任用職員以外の職員については、現行の100分の215から100分の195へ、100分の20の減額。再任用については、現行の100分の110から100分の100へ、100分の10の減額となります。

いずれも暫定的な措置でございますので、本年度の支給割合の規定を改正するのではなく、附則で一時的に減額しようとするものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行する。

以上で説明を終わります。

○議長（野村賢一君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

1 番野中眞弓さん。

○1 番（野中眞弓君） 4 点にわたって質問いたします。

今回のその0.2か月分の削減は、額にするとどのくらいになるのでしょうか。一番低い額、一番高い額、そして平均では幾らになるのか。

それから、町職員の給与水準というのは、大多喜町はどういうところにあるのでしょうか。

3 点目ですが、ほかの自治体でこの一般職員の今回のこの削減をやらないところは幾つあると把握していらっしゃいますでしょうか。

もう一つ、4 点目ですけれども、0.2か月削減することによって、どういうふうな影響があると考えられるのか、質問したいと思います。特に4 点目については町長にお答え願いたいと思います。

以上です。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（君塚良信君） まず1 点目でございますが、今回の0.2か月分削減することによりまして、大多喜町の一般職員でどのくらいの額になるかということによろしいわけですね。低いやつ、高いやつ、平均ということでございますが、まず、職員の中で一番高い人で約11万3,000円でございます。それから、最低と言ってもことし入った人はまだ今回の6月につ

きましては正規のものになりませんので、2年目ぐらいになろうかと思えますけれども、2万9,960円と言いますから、約3万円ということになろうかと思えます。それで、平均いたしますと約6万4,000円の減額になるのではないかと試算しております。

それと、給与水準はどのくらいにあるかというご質問でございますが、これはなかなか状況を把握するのは難しいところでありまして、一般的にはラスパイレス指数というのがございまして、これは国家公務員の給与を100とした場合、地方公務員の給与水準を示すものでございます。これは高いところ、低いところ、いろいろありますけれども、一番最近の状況ですと、高いやつでは君津市が108.2%でしょうか、市原市が106.9%、あと佐倉、船橋、市川というふうに高いところはきておりますけれども、まず低いところから申し上げますと、睦沢が89.1、御宿町が89.5、栄町、一宮ときて、その後に大多喜町です。5番目になります。92.1と。一応統計ではこのような数字になっております。なかなか、ほかの分類で比較するというのが難しいところがございます。

それと、3番目では、ほかの自治体でやらないところは幾つあるのかというご質問だったかと思えますけれども、これはなかなか全部のところを把握するのは難しいわけでありまして、5月19日現在では3市町村というふうに伺っております。白子町とか睦沢、茂原というふうに聞いておりますけれども、これは、白子等につきましては本給を少し、以前に下げたりしたことがありますので、そういうことではないのではないかとというふうに考えておりますけれども、その辺はちょっと我々も情報がよくわかりませんので、いずれにしましても、6月1日が基準日というふうになっておりますので、それ以前に大体のところは行うというふうなことで伺っております。

私のほうは、では3つお答えしましたので、よろしく。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（田嶋隆威君） 野中議員の質問でございますが、一般職に与える影響ということは、勤労意欲の減退はある程度あるのではないかと考えますが、やはり民間企業が非常に厳しい状況の中で苦慮していることもあるわけでありまして、町の職員といえども、やはり民間企業同様、やはり現況を十分把握していただきまして、ご理解をしていただければと思っております。

以上であります。

○議長（野村賢一君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（野村賢一君） 討論省略に異議がありますので、これから討論を行います。

初めに、本案に反対者の発言を許します。

1 番野中眞弓さん。

○1 番（野中眞弓君） 私は、一般職員の一時金を0.2か月カットすることに反対の立場で討論させていただきます。

このことしの6月の公務員の夏季一時金を0.2か月カットの勧告を人事院が出し、県の人事委員会も出し、それに町が従うということは、今、国は何とか内需を拡大しようとして、定額給付金を初めとして、いろいろなばらまきをやっております。それが効果があるかどうかわかりませんが、この内需拡大による景気回復に逆行するものだと私は考えます。

そしてもう一点、公務員には労働の基本権であるストライキ権がありません。それにかわって人事院が給料の勧告をしていくわけですが、この人事院勧告は皆さんご存じのとおり、8月に勧告が出て12月に調整をするというものであります。前倒しで公務員労働者の収入、賃金を削減するというのは、法律、人事院のルール無視の前代未聞の暴挙だと私は考えます。

この公務員の0.2か月の削減は、今、中小企業はこれから春闘というか、ちょっと賃金の交渉に入るわけですが、公務員が下げたのだからということで、中小企業の労働者の一層の賃金削減の口実を強化するものであり、それからもう一つ、最低賃金の査定にも影響を及ぼすものであります。経済状況が厳しくなる中、一層、経済全体を冷え込ませる、そういう働きを持つ、この一般職員の夏季一時金0.2%を認めるわけにはいきません。

ただ、住民感情として、民間が低くなっているんだから公務員もという声があるのは私も承知しておりますが、それは役場の職員に対しての住民の私は気持ちではないかと思うんです。個人個人が一生懸命にやっていたら多分の方は多いのですが、町の施策そのものが住民の意向に合わない、今、住民の求めているのは、この苦しい生活を何とかしてくれということなんでしょう、町のやり方が住民のそういう気持ちにこたえていないために、役場の職員を支える、そういう気持ちが私は住民に起きてこないんだと思います。

役場について言えば、もちろん緊張感を持って住民の暮らし、そして命を積極的に頑張ってもらいたいということをつけ加えて、反対討論といたします。

○議長（野村賢一君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。

8番志関武良夫さん。

○8番（志関武良夫君） 野中さんの反対討論について、私は賛成の立場からちょっと言わせていただきます。

この案件につきましては、国・県の指導のもとに、各地方にきたわけです。それは国も県も、各全国の企業の調査、そういうものも重ねた中で、いろいろな角度から考えた中での指導だと私は思います。今、先ほど言われました労働者というような、そういう春闘のような、そういう案件も出ましたけれども、各企業もこういうものには努力をして、今、給料減額、そしてそういうものに耐えている状況が全国で生まれているわけですね。そういうものの中で、やはりこういう町も一つの事業体と同じなんです。

だから、そういうものから考えていきますと、やはり町もそういうものに努力をしてやっていくことが必要ではないかなというようなことで指導がきたと私は解釈しております。そういうものの中で、やはり町としてのとるべきことは、今、提出されているものの中で考えていったらいいのではないかなというふうに思いますので、賛成討論とします。

○議長（野村賢一君） ほかに討論はありませんか。

4番小高芳一さん。

○4番（小高芳一君） 私は本案に賛成の立場から討論をさせていただきたいと思います。

そもそも公務員の給料は民間の平均的なところという意味合いから、人事院勧告の中で査定をされているわけでありましてけれども、今回は昨年来の突発的なと言いますか、今までにない未曾有の景気の中で、非常に景気後退をして、相当民間では大きな影響がある。今回の人事院勧告の中では、早急な企業調査という中で、3,000社から、あるいは550人以上の企業ですか、その辺の平均をとっての調査だったようでありましてけれども、大体企業の20%ぐらいしかボーナスは見込まれていない。あとの80%はボーナスが出るかどうか、それすらわからないという状況の中で、そのわずか出る企業の20%の平均の引き下げ幅の今回の人事院勧告であります。

そういう意味からすると、民間はさらに厳しいような状況にある中で、全体の奉仕者という立場においては、それに当然合わせていただければならないのではないかと思います。内需拡大ということで公務員の給料は据え置くというのは、ちょっと議論が飛躍しているよ

うな気がいたします。

そういう意味で、今回は当然0.2か月は人事院の勧告どおり、当然の話だと思いますので、したがって、私は本案に賛成するものであります。

○議長（野村賢一君） ほかに討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（野村賢一君） 挙手多数です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第5、発議第1号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本発議案について、提出者の説明を求めます。

4番小高芳一議員。

○4番（小高芳一君） それでは、発議第1号の提案理由を説明いたしたいと思います。

本発議案につきましては、昨年来の急激な景気後退の影響で、本年夏のボーナスが減額となる民間企業が相次ぎ、さきに国家公務員に支給される夏のボーナスを0.2か月分、これは6月に支給されるボーナスのうち期末手当の減額が0.15月、勤勉手当分が0.05月分を減額するという内容の勧告であります。千葉県人事委員会も同様の内容で県職員のボーナス減額を勧告されるところであります。

このことから、私たち議員に支給される本年6月1日を基準日とする期末手当について、国・県勧告同様に期末手当の0.15月分を減額しようとするものであります。なお、今回の勧告は本年6月期のボーナス支給に限る暫定的な特例措置がありますので、条例中の附則に減額規定を追加し、改正するものであります。

改正条文でありますけれども、議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を

改正する条例。

議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第92号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

4項平成21年6月に支給する期末手当に関する第6条第2項の規定の適用については、「100分の150」とあるのは「100分の135」とする。

附則。この条例は、公布の日から施行する。

以上であります。

○議長（野村賢一君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから発議第1号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎閉議及び閉会の宣告

○議長（野村賢一君） 以上で本日の日程はすべて終了しました。

会議を閉じます。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

（午後 4時31分）

会議の経過を記載し、その相違ない事を証するため、ここに署名する。

平成21年7月24日

議 長 野 村 賢 一

署 名 議 員 吉 野 僖 一

署 名 議 員 志 関 武 良 夫